

議案第 1 1 号

地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号の会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について

地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号の会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例（令和2年岩倉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当」を「期末手当、勤勉手当」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第13条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

第17条の見出しを「(規則への委任)」に改め、同条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。